

平成 31 年 2 月 5 日（火曜日）

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成31年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成31年2月5日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

14番 後藤清喜君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
建設課課長補佐 兼建設総務係長	阿部誠君
上下水道事業所長	阿部修治君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	三浦勝美君

事務局職員出席者

事務局長	三浦浩
総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

議事日程 第1号

平成31年2月5日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第1号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第2号 南三陸町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第3号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第4号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

ことし初めての議会ということでもあります。活発なご発言を期待するところであります。特に、先般研修に行かれた議員の皆様方には大変特別な勉強をしてこられたものと思っておりますので、発言の方、期待をするところであります。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

欠席議員、14番後藤清喜君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、建設課長が欠席のため建設課長補佐が出席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内昇一君、1番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成31年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成30年第7回定例会以降における行政活動の主なものとして、さる1月24日に実施いたしました平成30年度原子力防災訓練について、ご報告を申し上げます。

今年度の訓練は宮城県及び本町を含む関係3市4町の主催により防災関係機関相互の連携による原子力防災体制の確立、防災業務関係者の原子力防災技術の向上といった事項に加え、地域住民の方々の原子力防災に対する意識の高揚を図ることを主たる目的として120の関係機関が参加し、実施いたしました。

宮城県沖で地震が発生し、定格熱出力運転中であった東北電力女川原子力発電所2号機原子炉が外部電源の喪失により自動停止、さらに機器の故障により原子炉冷却機能が喪失した後に全面緊急事態に至るといった主想定のもと、町では災害対策本部の設置、運営訓練や緊急時通信連絡訓練、国県及び関係市町をつないだテレビ会議等を実施したほか、仙台市内に設置の暫定オフサイトセンターに要員を派遣し、現地での災害対応訓練に参加させたところがあります。

また、災害想定に応じた訓練として防災行政無線放送、広報車の巡回及び緊急速報メールの配信により本町UPZ区域の方々に対する情報の提供や屋内退避の呼びかけを行ったほか、戸倉小学校及び戸倉保育所においては児童の屋内退避訓練を行ったところがあります。

今後におきましても原子力防災関係機関との連携強化を図りながら、町民皆様の安全の確保につながる取り組みを引き続き展開してまいりたいと考えております。

以上を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。3番佐藤雄一君。

○1番（佐藤雄一君） 先ほどはとも済みませんでした。

それで、今3カ所の屯所の建設ということで進んでいるようでございますけれども、廻館と清水の床面積については同じ床面積なんですけど、戸倉の太田の床面積については少ないんですけれども、工事高が前の2カ所より工事高が上がっているんですけれども、その辺の内容をお聞きしたいと思っております。工事概要についてはどちらも3カ所同じなんですけど、床面積が大きいのも小さいのも、ちょっと平方メートル単価について違うのではないかなと思っておりますので、その辺をお聞きしたいのと、あと、看板ですか。各団地の入り口の多分看板のA、Bの種類だと思うんですけど、この入り口の看板はいいんですけど、団地内の個人情報もあると思いますが、今各団地内の住宅を見ますと名前が飾られていないということが結構あるものですから、各団地内の宅地の区画の案内板もあればいいのかなと思うんですけど、その辺は設置方法は考えているのかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 詳しい資料はちょっと手元にありませんので個別具体には申し上げることは難しいんですが、建築面積とそれから実際の発注される施設の契約額が、例えば面積当たりの金額に差が出てくるとかということがある部分につきましては、建物自体のその土地形状にあわせた構造をつくる上で、土地の整理から始まる部分が入っているものだろうと思います。ここでは廻館とそれから松井田、清水の分ですね、それから3ページに行くと太田の部分の3つがそれぞれ消防施設ということですが、その土地の地形条件、入り口からその土地を実際に使っていくためにはまず土地がそれぞれ入り口から違っているわけです、条件が。そういったことで整備上の手法として金額差が出てきているものと考えます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 防集団地の案内看板につきましては、地域等の要望もございまして団地の入り口にそれぞれ団地名とかの案内看板を設置するものでございます。ただ、団地中の区画の状況を示すような案内板については特に住民からこれまでも余り要望というものはありませんでしたし、団地に隣接で家を建てている方もございますし、どこまで網羅する部分、誰に対してそれを示すのかといった部分も考慮しますと、現在のところ設置予定という部分は検討はしていないところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 工事概要が示されていないものですから、どの辺までかわりがあるの

かということですのでただいまお聞きしたわけでございます。

それと看板の設置なんです、あそこにいられる方の、住んでいられる方は必要ないかもしれませんが、訪ねていった場合、また配送関係、それから突然お邪魔して本当にうろうろ中にはしている方もいるようです。それで、もしできれば小さい区画割りの地番ぐらいの入った看板があれば皆さんいいのかな。個人名まで要らないですけども、そうすれば楽に2回も3回も住民の方に聞かなくても済むのではないかとこう考えて今質問させていただきました。町ではそういう考えはそれではないということですね。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 工事関係、2ページの最上段の戸倉浄水場のろ過設備であります、これは戸倉水源からくみ上げたものをろ過する施設なのか。それで、それは戸倉地域だけ流すのか、あるいは全町に流すのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 戸倉浄水場のろ過設備工事でございますが、戸倉浄水場のくみ上げた水を全てろ過する工事でございます。それから、浄水場からくみ上げた水でございますが、戸倉地区、それから志津川歌津地区にも配水する計画となっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、戸倉水源は今後メインの水源になるわけですけども、全町に流す分ということでろ過設備は内容はどうなんでしょう。例えば耐久性とか、あるいはそのろ過能力、それからろ過機は1施設なのか複数なのか。全町に流すためには何かの場合でもとまることなくろ過が複数あったほうが便利ではないかなという思いつきであります。

それと、今再三原子力防災関係が質問に上がっているようですけれども、ここはUPZに入っているんでしょう、水源は。そういう対応はなされているのかどうかです、事故があった場合。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 戸倉浄水場のろ過の設備の関係でございますけれども、処理能力につきましては1日当たり3,700トン进行处理できる設備でございます。それから、ご質問のありました処理できる日数でございますが、連続して3日間濁っても対応できるような構造となっております。それから、装置の数なんですけれども、3基設ける予定になってございます。

それからUPZの関係につきましてはあれなんですけれども、放射能の対応ということで今

水源地につきましては3カ月に1回ずつ放射能検査をしておりますので、そういった面につきましては常に安全確実な水道水を配水することに気を配っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今の質問、事故があった場合には水には影響ないかという質問なんです。（「影響でなく、そういう対応がなされているかという」の声あり）

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の対応という言葉に現実どういう方策があるのか考えてもみたくはありますが、実際に今回の東日本の際には草地などでは草が吸収するという事は土に一定の放射性物質が落ちてきた場合、雨に打たれて地下に浸透し、それが仮に今回の上水のところまでどれぐらいの時間がかかってくるのかわかりませんが、相当な時間を経て浸透してくる間にどの程度それが弱まってくるのかということの問題になってくるのかなとは思いますが、現実問題、例えば大地にそれを全てビニールシートを引いて防御するなどということはなかなか現実的なことではありませんので、一にも二にもそういった事故が起きないようにということと、事業所の所長が申しあげましたように常に利用する水については安全を確認して利用していくということではないかと思えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 余り唐突な質問だったのかなという思いもありますが、今後は危険なものには事前に防止する策を練るべきだと思います。これからいろいろなものを検討していただければよろしいかと思えます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町民の方々に余計な不安をかけてはいけませんので申し上げさせていただきますが、隣に水道事業所長経験者がおりますのでつぶやかれました。現実、土の耕運などをしながら今農林のほうでは草に吸収させない方法をとっておりますけれども、今回も土に付着するという事の中で水には影響してこないということが確かめられているようでございますので、先ほど私が浸透していくという表現をしましたが、そうではなく土の表面部分の中でそれが土に付着をして浸透していかないということのようでございます。表流水を水道が使うわけではなく、浸透したものを使いますので、そういう意味では安全だということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 確認します。そうすると、対応しなくても大丈夫だということですね。対策を練らなくても大丈夫だということですね。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

安心だというデータといいますか、そういったものについては国から来ている文書があるそうなので、それは今すぐには難しいですけれども、後日皆さん方に配付をしたいと思います。ほかにありませんか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。2点ぐらい質問させてください。

消防屯所の工事の締結みたいな形で載っていますが、午後から特別委員会が開催されます。今回、上がってきた工事内容というのは消防屯所整備の幾つあって、その何点分、そして今後何点残っているとかがその辺お聞かせください。

あと、ろ過機なんですけど、12月の定例会の中で約5億円ぐらいのお金でもってろ過機の整備をするという形の議論が議会でなされました。そういった中で、町の議会広報の中に浄水場ということで私見に行き行って写真撮ってきたんですけども、川からすごい近いところにあるということをやっと心配しています。川底から大体浄水池の高さというのは何メートルぐらいあるのか。そして、今異常気象が続いていますけれども、大震災の中であそこには津波が来ましたが、もちろんL2の津波には対応できないような場所だとは思っています。ただ、L1とて海拔が低かったらあそこにも豪雨災害とか津波災害が来るとは思っていますけれども、そういった異常気象に対しての対策としてはとられているのか。ろ過機はあくまでも60ミリを超えた場合にろ過機を動かして正常な水を送るという感じの内容だったと思います。果たして南三陸町の3分の7の水源を戸倉地区のあそこに設置して、果たして大丈夫なのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 浄水場の場所でございますけれども、場所は戸倉の上沢前で浄水場を工事する場所は沖田の団地から入りましたリアスの森といったところでございまして、議員さんご指摘の場所につきましては水源池、水をくみ上げている井戸の場所でございます。

それから、あの場所の決定した根拠でございますけれども、当然水道の水源池でございますので水を確保はしなければならないということで、震災後町内各所をめぐりまして戸倉地区

のあの場所が一番水量があるということと、それから震災を受けましたのでできるだけ海岸から遠い位置ということであの場所を決定したものでございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 屯所の計画の資料が手元にはございませんので、後ほど数字を、屯所の計画の数字ですよね、後ほど申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 総務課長にはあのぐらいの特別委員会の中で説明をしていると思うんです。だから、ある程度の数というのは把握されていて私は当然だと思います。そういった中で、今回の工事がその数の何個であり、そしてあと何個の整備が必要なのか。それだけを教えてくださいたいと思います。

あとは水道事業所の今説明を受けましたが、あそこはあくまでも水を確保して上の浄水場に持って行って、そこでろ過にかけたりするという形の内容だとは思いますが、海から遠い場所、水量が確保できる場所という形の説明でしたが、果たして、今さら言うつもりはないんですけれども、果たしてあそこで正解だったのかということ私は少し疑問を持っています。例えば、入谷地区、地下水をくみ上げるということでは入谷地区でもその可能性があったのではないかと。戸倉地区の上沢、あの場所だとどうしても管を引っ張るにも経費が掛かるし、今後のことを考えていけばまだまだ経費が必要になってくる。そうしたら、南三陸町の中心部、その中で水源の場所を確保するような状況で進めると今後の維持費とか負担金も私がかからないのかなという感じで、何で戸倉地区なのかという質問をしました。災害が起こった場合、海水が入って伊里前地区も水源が海の近くだったので塩分が含まれて飲み水には適さないとかそういった事情があったときに、果たしてあそこの戸倉の上沢で本当に大丈夫かと。町民の7割の飲料水をあそこで確保するというにはちょっと不安が余りにも大きいのではないかと。ただ、町の方ではとにかく間違いないということ胸を張って所長が言っているから、その辺は絶対とは言わないまでも間違いないという判断なのか。その辺、もう一度お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません。午後の資料と分けて持ってきたものですから手元に資料がないんですが、多少の誤差を恐れず申し上げれば、ことしの分で8施設、30年度で8施設です。31年度で7施設、32年度で1施設の計画だったかと思っております。

○議長（三浦清人君） 上下水道所長。

○上下水道事業所長（阿部修治君） 水源池の水の確保の関係でございますけれども、現在町として必要とする水量につきましては7,300トン必要でございます。先ほども申し上げましたが、震災後5カ所ほど水源池、町内、各町水量調査をしたわけでございますが、その中で一番水量が豊富なのが戸倉のあの上沢前の場所ということで、まず水を確保するためには水量の豊富な場所でないといけないということであの場所にしてきたところでございます。それで、そのほかに議員さんご指摘のとおり志津川地区、あるいは歌津地区にも浄水場をあわせてつくりますので、その3つで補完しながら十分な水を今後も確保していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。とりあえず、内容的にはわかりましたが水のくみ上げる場所、川底から大した距離がないと思うので、何かそういった災害対策として何か講じるべきではないかと私は感じました。その辺も検討する余地はあるのかなと思います。あとは、総務課長の説明でしたがまだまだ消防屯所の整備にはかかるような状況の中で、今後町としても財産を使って消防屯所整備ということなので、住民の安全を守ることは行政の最大の仕事だと思いますので、その辺、あと飲料水に関しても町民の命を守る、これに直結していると思いますので、2つの命を守る部分、この辺の整備は確実なものにしていくよう今後お願いしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

質疑を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。2点ほどお伺いいたします。

まず1点目なんですけれども、午後に特別委員会がございますけれども、伊里前の屯所で29年度は認められなかったという状況であったんですけれども、30年度でそれが認められて完全の実績どおりに補助額が来ているのかその辺と、それから2ページの先ほども看板、団地の看板のことで質問があったようですけれども、3回目で入札がなっていますけれども、不落になった要因が何だったのか。そしてまた1月、先月の11日執行しているようですけれども、これがAとBでございます。Aが11基、Bが10基とありますけれども、これは大きさの違

いなのかどうなのか。その辺をお伺いします。

それから関連して、役場の看板なんですけれども、以前私はこの裏側の交差点側から見える看板つけたほうがいいということを議場でもお話ししたことを思い出していますけれども、あそこに看板が必要だと思いますけれども、その辺、計画がないのかあるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 屯所の関係、総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 伊里前の屯所整備に係るご質問ですが、これは平成29年度補助申請をせずに整備をしたということですので、補助金は国からいただくことはできません。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 案内看板の入札の執行の関係は建設課から回答すると思いますが、役場の看板の関係なんですけど、役場だけではなく志津川市街地そのものはまだ工事をしたままの状態です。全体的にトータルでどういう看板をつけるかという部分を現在進めているところです。来年度ぐらいに多分なると思うんですが、案内看板というものをトータル的には構築してきたという計画でございます。

○議長（三浦清人君） 及川議員、看板の入札3回となっているんだけど、これは不落ではなく1回の入札のときに3回目で落札したという内容ですから。いいですか。建設課長補佐。

○建設課課長補佐兼建設総務係長（阿部 誠君） 団地の看板の件ですけど、入札の件につきましては今お話あったとおりです。それから、工事の概要で看板AとBとなっておりますけれども、こちらにつきましては仕様の違いではございませんで、Aのほうは歌津地区、それからBのほうは志津川地区という区分になっております。設計の単価等が違ってきますので、AとBとを分けた形で設計して発注という形をとっております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 単価が今の説明ですと歌津の分と志津川の分ということで、単価が違うという説明なんですけれども、なぜその額が違ったのか。単価ですね。同じものをつくるのであれば同じでなかろうかと思うんですけども、なぜそこに違いが出てきたのかという疑問が生じるわけなんですけれどもその辺と、それから看板なんですけれども、位置図ではなく位置的なものではなく私言うのは交差点から見える役場の看板なんです、位置図ではなくて。みんなトータル的には早くここにつけたほうが初めて来る人も多いのでわからない。あの建物が何だろう。正面からばかり来る人もなく裏から、後ろから、北側から入る人が7割がそうなんです。だから、こちらの入り口にはありますけれども交差点回ってこないとわ

からないわけです。だから、入り口、国道のほうからまでも見える、遠くからでも見えますという南三陸町役場というものが見えるそういう看板をつけてはどうかということをご提案しているわけです。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 全体的な案内という部分で、今復興推進課で道路標識も含めた看板になることは書類が検討状況見た経緯はございますけれども、今のご意見も踏まえてなお、役場の入り口部分にどういった看板が計画していたかというのを手元ではちょっとわからないので、そこはご意見を踏まえて検討させていただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ページ数は全般にわたってなんですけれども、入札者について伺いたいと思います。入札の各ページ見ていると入札業者、以前よりも大分多くなってきているようなので、そこでお伺いしたいのは町内の建設建築の業者さんたちの仕事の動向というか仕事が回っているのか。昨今遠くの現場へ通う業者さんも多いと聞く中で、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町内の建設土木関係の事業者の状況ということでのお尋ねですが、町が発注する部分に限って申し上げれば、復興事業として大きなところがほぼほぼピークを越えておりますので、事業者といたしましてはさらに仕事を請け負う余力と申しますかそういったものは事業者の中ではふえているのかなと思います。余力が出てきているということですね。そういうことではないですか。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で余力というそういう答弁あったんですけれども、実際お伺いしたいのは復興も完成ということでだんだん地元の業者さんの仕事の量というか、例えば切れ目なく回っているのか。そういう状態をもし当局で確認しているんでしたら伺いたいと思った、そういった旨の確認だったんですけれども。そこで、先ほどの答弁ですと町の発注の分とかいろいろありましたが、現在昨年あたり防潮堤関係も期日が迫っている中で近隣自治体とのあわさった中での仕事をした関係で大分減ってきていると思うんですけれども、今後町の発注以外で復興の残り分というかそういった見通し等あるのかどうか再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 事業者側に立って仕事が切れ目がないかどうかということまでは役場では把握できませんが、ここに多くの、例えば1件当たり土木の会社が多く入札に参加しているところというのは仕事の大きさとしましては、規模のどちらかと言えば中規模から下、小規模に向かったクラスの仕事の規模です。防潮堤など大きなものについてはランクとしてはS、Aクラスの事業者がさらにJVを組んで参加しているということはあると思いますが、そういった意味ではまだS、Aのクラスの事業者にとりましてはこの防潮堤事業でこの先も大変忙しい状況にあるだろうと考えます。そして、Bクラス、Cクラスの事業者におきましては、状況はわかりませんが町としてこういう事業を発注することによって応札は多くなっているということです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ランクの関係ということはわかりました。そこで、最後伺いたいのは今後町で発注する場合にテクニックと申しますか、ランクを、要は仕事を分けて分割してなるべく地元の業者さんが参入できるようなそういった形での発注を検討できるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町内事業者の産業活動が振興できるように、極力町内の事業者の方々でできるものについては参加機会をつくれるような配慮ということでは行っているところでありますし、これからもそのような配慮はしていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第1号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改正された国家公務員の給与制度に準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講ずるため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第1号の細部説明をさせていただきます。

初めに議案書の2ページの改正文をごらんいただきたいと思います。南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。これは2ページから15ページまでの間、改正文では全文で5条立てとなっております。施行日の違いなどから同じ条例をさらに改正するといった手続になってございます。今回の任期付研究員を含めた全ての一般職の職員の給与を改定するものでございますが、いずれも改正理由は本年度8月に出了されました国の人事院勧告に基づいて国家公務員一般職の給与が改定されたことに伴いまして、国の制度に準拠して本町の職員の給与に関しましても同様の改定をお諮りするものでございます。

では、今回の給与改定の主な具体につきまして新旧対照表でございますが、議案関係参考資料の6ページから22ページまで添付しております。ただ、ページ数も多いものですからこれを用いますと煩雑になりますので、5ページに議案第1号関係の参考資料として概要をまとめましたのでこの資料を用いまして説明させていただきます。

まず第1、給料表の改定であります。行政職及び医療職の全ての一般職の給料表を改定いたします。人事院では本年度の民間給与との格差が国家公務員の行政職との格差を解消するため、平均で0.2%給料表の水準を上げる勧告がなされております。これをもとに、既に国家公務員につきましては法改正により平成30年4月1日にさかのぼって改正済みでございます。その内容としては、1級の初任給を1,500円引き上げるとともに全体的には400円程度の引き上げを基本として給料表全体の見直しがなされております。給与勧告制度につきましては、

ご承知のとおり公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、宮城県と政令都市の仙台市を除いた人事院が設けられていない県内各市町村は従来から国の人事院勧告に準拠して給与改定をするものでございます。本町におきましても、同様に国に準じるものでございます。

次に第2、勤勉手当の支給割合の改定であります。期末勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げまして、年間を4.4月分から4.45月へと引き上げるものでございます。(1)の第2条関係の表をごらん願います。平成30年度の期末勤勉手当の率について改正であります。改正箇所の下線が引いてありますが、12月勤勉手当の支給割合が現行0.9月から0.95月に改正するものであります。これにより、期末勤勉合わせた年間計では4.4月から4.45月に改正するものでございます。

次に(2)、第3条関係をごらんください。こちらは平成31年以降の支給割合についての改定であります。上の第2条で平成20年度分の年間支給率を4.45月分と定めましたが、第3条では平成31年度以降につきましても年間支給率をそのまま同じにしなが、6月と12月の支給割合が均等になるように改正する内容であります。

なお、条例の改正文においては一般職と同様に任期付職員及び町任期付職員の給料表の改定についても国の改正法に準じた内容となっております。また、このほか宿日直手当の金額が従来の4,200円から4,400円に改正になっております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つわからないので教えていただきたいんですけども、昨今統計のとり方について国の中央省庁での不適正などいいますか何か誤りがあったという報道が各所でなされております。今回の給与改定に関しては人事院勧告に基づくということですので、昨今騒がれている問題がこの人事院勧告とは関係していないのか、影響があるのかないのか、そこをはっきりさせておきたいのでお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 国で今回問題になっておりますもろもろの調査の基礎調査の中での人事院勧告への影響については、県からも念のため確認をとっております。国からそういった影響のある恐れという部分については何の情報もないので、影響はないと回答いただいております。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何点かお伺いいたします。まずもってここの2ページに出ている行政職給料表は上がったものをここに記載しているのか。であれば、30年、去年までの改定前の額を1級、2級、3級、4級、5級、6級、この1号俸の部分だけでいいですので、その辺お伺いいたします。それと、第1条のこの任期付研究員の採用の場合、6条の第1項と第2項からなっております。こうした場合、1号の場合39万6,000円でこれから6条の2項が1、2、3号俸とあるわけですけれども、33万円ということはこれは年齢ある程度決まっていますという号俸にしているのか。例えば行政職給料表であれば新採の場合も該当します。この上の任期付の場合は新採で20代の人が入った場合、これには該当しないと思うんですけれども、その辺はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 給料表のご質問については添付資料の新旧対照表がございます。議案参考資料の8ページをお開きいただければと思うんですが、ここの8ページ以降、右側と左側に出ておりますが、右側がこれまでの、そして左側が新しい給料表でございますので、比較をしてごらんいただきたいと思います。

それから、議案第1号任期付職員の給料表についてのお尋ねでございますが、それぞれに表がございます、第1項の部分につきましての表と第2項の表とそれぞれ別の職員といえますか職階に対する給料表というふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 行政職給料表についてはわかりました。この任期付採用の場合、ある程度の人が決まっているからこういう給料表になるかと思われるんです。例えば、今後20代の人が入った。こういう任期付きの研究員などで若い人が入った場合を想定すると、これに当てはまらないと思うんですけれども、この給料表に当てはまる人といえはる程度の年代、40代、50代という年齢の給料表かなと思われるんですけれども、その辺は人がかわったりなんかした場合は、どの表を使うのかその辺をお答え願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 任期付研究員なんですけれども、当町では自然環境活用センターの研究職として入っていただく職員に該当いたします。いわゆる、特別その職務において専門的な知識を要するそういった専門性のある職員として採用する場合に限り、該当してきますのでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、今後例えばこの方が現在の方が5年後、10年後いるかいないかわからない。そうした場合、新しく入った人がどういう年代の人を選ぶかということもこちらのほうで町のこれに該当する人を選ぶようになるのか。あとは、これを改正していくようになるのか。今これですと現在の方が5年も10年もいるということで設定されているものを解しますけれども、その辺は今後の更新にはまた別な人が入ればそれに見合った更新をするのかということです。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 任期付研究員の採用方法につきましては、実は期間に限定がございます。現在採用されております任期付研究員については一旦5年という期間の中で限られた年限での採用をいたしております。その後についてのご質問についてはまたその段階での検討が必要になってくるわけですが、ご本人のスキルを發揮していく上でその期間の中で専門的な知識を發揮していただくということでの制度になっておりますので、一旦その期間の中での採用の中で当町では事業を進めていくということでございます。

○議長（三浦清人君） 町長、答弁しますか。どうぞ。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません。質問の趣旨を踏まえないでしまいました。新たに若い職員が例えば任期付職員として採用された場合どうかということになりますが、やはりこの給料表の中で専門性という評価の中で配属されますので、この給料表を当てはめて採用することになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。任期付研究員ということで、今総務課長から多分ネイチャーセンター準備室、ラムサール条約の準備室、その辺だと思いますが、この任期付研究員、何人いるんでしょうか。また、今後31年度任期付きの職員の採用に当たっては何人ぐらいを町では考えているのか。それをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おおよそ状況は千葉議員ご承知かと思えますので、当町ではそういった専門性を持ってということで目的を持った採用では1名でございます。今後はということですが、事業の展開の中でどうなっていくかということになるかと思えますけれども、当町について思いを持って詳しい知識を持ってふさわしい人材ということでは現在いる職員で考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 任期付職員としては町では1人の雇用をしているとそういった内容だと思います。ラムサール条約に関しての説明会がいろいろな場所ではありますが、そのとき確かにこの職員が当たっておられます。海に関してはスキューバダイビングもすれば、そういった海草とかにも詳しい方だと思います。それはわかりました。あと、31年度研究員ではなく任期付職員の採用を何人ぐらい考えているのか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 応じていただける方が応じていただけるというか、今の環境の中でですけれども、現在13名でございますのでほぼそういった人数になろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 現在13名ということではなく、31年度に採用はあるのかということをお聞きしたいと思います。私が今町の行政運営、職員の働き方を見ているとどうしても多忙化の状況が私はあって、その中で混乱して問題が起こっているということだと私は思っています。今回の補正でも金額の中には時間外手当、これというのは時間内にできない仕事を結局残業したりとかそういった部分で払われているのかと思えますので、職員の多忙化は町としては本当に真剣に取り組まないといけない。しかしながら、財源が厳しい。こういった中で任期付職員の有効利用というかスキルを持った人を結局上手に使う町の体制、その辺が必要だと思えますが、最後にその辺、総務課長、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 任期付職員を採用するという部分におきましては、一定程度特定の業務を目的とする業務を明確にしながら採用するわけでありまして。さらに、任期付きであるということは一般職として長く採用していく職員との兼ね合いの中で、今特に業務的に多くなっているこの期間に必要限定があって、限定されるものがあるわけですので、復興事業を進める上でこの制度は有効に生かして活用していかなければならないと思っておりますけれども、とはいえ、一方では人件費ですので財政負担とのバランスも考えながら運用していかなければならないと考えております。その点踏まえて、31年度の採用についても検討してまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。まず第1点目なんですけれども、さっきの前議員も聞いた統計の関係なんですけど、現在も今も国会で審議がされて、きょうの午後あたり採決なるようなんですけれども、次々と新しい問題が出ている中で本当に大丈夫なのか。

もう一度最新の情報として確認させていただきたいと思います。

あともう1点は、毎回この時期になると改定のこういった事案が出るわけなんですけれども、これまでで引き下げという改定があったのかどうか。そういった事例のことを伺いたいと思います。

あと最後もう1点なんですけれども、この表から伺いたいんですけれども、表の一番最後、再任用職員について伺いたいと思います。現在派遣として手伝ってもらっている再任用の方の人数。もう1点は、当町でプロパーとして働いていた方たちの再任用のその人数を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 最新の情報、統計問題の最新の情報でございますが、手元に私が知り得る限りは恐らく今野議員と同じ新聞などで発表されている範囲かなと思いますし、それ以上の部分では先ほど申し上げたように、県に確認したという部分でしかございませんので、ご了承願います。

それから、マイナスの改正勧告というのは現実でございます。直近ですと平成31、32、33当たりのところの勧告率はマイナスになっておりますし、手当のマイナスというのも……。平成21、22、23でございます。失礼いたしました。ごめんなさい。このあたりはマイナスの改定になってございます。また、給料がプラスでも手当がマイナスということもございます。

再任用の人数ですが、平成30年4月で11名でございます。全てプロパーの職員でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） プロパーの方たちが11名ということで答弁いただきました。そこで伺いたいのは、プロパーの方たちの仕事なんですけれども、ちなみに例えば公民館、戸倉例にとると再任用の方が館長として頑張ってもらっているわけなんですけれども、そういったことに関してなんですけれども、これから学習センターもできて入谷の公民館も改装なされて地域活動とかそういったことをする上で戸倉の公民館とかはたしか2年ぐらいで変わっていると思うんですけれども、そうすると本当に地域づくりとかそれが可能なのかどうか。もちろんいろいろな縛りがあるでしょうけれども、公民館の館長という役職は必ずプロパーかどうか規定があるのか。例えば現在の再任用の方が云々というわけではないんですけれども、長い震災で壊滅なったコミュニティーを再生する上でもある程度長期的とかそういった職員、例えば地元の方とかもしくは移住の若い方とかいろいろ考えられると思うんですけれども、そういったことでの任用とか何かはできるのかどうか簡単に伺いたいと

思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） できるだけ長い期間、同じところということが地域づくりにプラスになるだろうということについては、確かにそういった面もございます。ただ、人事に関しては組織全体の配置の中で考えざるを得ませんので、そういった要素も踏まえながら人事配置に努めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 補足いたしますけれども、議員おっしゃったとおり、どうしても職員で対応すると公民館業務を対応すると議員ご指摘のように数年でかわってしまう。もう少し長い視点で地域づくりという、コミュニティ形成というものを担っていくためには指定管理制度というものもひとつ視野に入れる必要があるのかなということで町としては今後その検討も進めていきたいという思いは持っております。ただ、いろいろな民間事業者にという視点ではなく、地域の方々への指定管理という形になれば継続した公民館活動も取り組みとしては可能ではないかといったものを模索していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体課長の指定管理等もわかったんですけども、再度確認なんですけど、今の現状では公民館の館長というのはプロパーの職員が必ずならなければならないというそういう縛りがあるのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 制度的なことですので、ちょっと私というよりは生涯学習課長かと思っただんですが、私の知る限りはそういった決まりごとはないと理解しております。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第6 議案第2号 南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は一般職の職員の給与制度に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいため所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。改正条例の本文について記載されてございますが、ごらんとおり、本条例につきましては2条立てとなっております。具体の改正内容につきましては、議案参考資料を用いて説明させていただきます。

新旧対照表では29ページ、30ページに新旧対照表ございますが、さらにわかりやすいように改正概要としてまとめましたので、議案関係参考資料の28ページをごらんいただきたいと思います。議案第2号に係る部分が上段の1南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正の（1）と（2）になります。この規定に係る特別職につきましては、町長、副町長、教育長に係る期末手当の改正についての概要でございます。

まず、改正理由といたしましては、国の人事院勧告において一般職の公務員のうち、指定職職員、いわゆる審議官級以上の職員に該当しますが、この職員の給与改定に準じて特別職の

国家公務員の期末手当の支給割合が年間3.3月から3.35月へと一般職と同様に0.05月分引き上げられたことに伴いまして、本町におきましてもそれに準じて常勤特別職の期末手当の支給割合も改正するものでございます。

改正内容についてであります、(1)第1条関係の表からごらん願います。こちらは、まず平成30年度の期末手当の率を定めるものであります。平成30年度では年間の改正分を12月の期末手当でまとめて改正する内容となっており、下線部に記載のとおり、1.725月分から1.775月分へと0.05月分引き上げ、年間の合計で現行が3.3月分から3.35月へと改正するものでございます。

続いて、その下の(2)第2条関係であります、こちらは平成31年度以降の期末手当の支給率となります。第1条で平成30年分の年間支給率を3.35月分と改正しますが、第2条では平成31年度以降も年間支給率は3.35と変わらないままで6月と12月の支給率が均等になるように改正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、一般職のほうは給与から少額ですけれども変更されるわけです。特別職については普段の給与に関しては変更がないということです。人事院勧告がそうだからということなんでしょうけれども、人事院勧告があった場合という仮定の話をするのがどうなのかわかりませんが、給与は今回変えないで期末手当だけ変えるというところの根拠といたしますか、理由についてお話しできるところがあればお伺いしたいというのが1点です。

もう一つは、毎回この議案のときに少し疑問に思うといたしますか、施行期日がわかりやすいのは今人事院勧告が出たので次の4月1日から給与を変えるというか期末手当を変えますというのが何というか一般的に見た場合に非常にわかりやすいだろうと思うんですが、それをさかのぼって去年の12月のをまとめて上げて、来年というか次の新年度の6月の期末手当も今度は新しい基準に沿ってまた上げるという、引き上げのタイミングが毎回毎回ずれていくんですよね。議員のほうもそうですし、議案第1号もそうなんですけれども、そうしなければならぬ理由といたしますか、要は今回の議案で言えば平成30年の民間と官民の格差を埋めるためにさかのぼって官の給与も上げましょうということなのでさかのぼって上げるんですということだと思ってしまうんですけれども、そこを例えばうちの町のことなので町長の政治的判断といたしますかそういうことでうちの町は来年から、来年度から、新年度からにしますという

ことは可能なのではないのかと思うんですけども、そこをわかりやすくするという考えはありませんでしょうか。もしくは、現行のままだもちょっとわかりづらいですけども現行のままでいくというお考えなのか、そこをちょっとお伺いしたいんですがいかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 常勤特別職の手当ではなく本俸となります給料の改正については、確かに今回手当だけですので給料の改正は提案はございません。通常、そちらの特別職の本俸とされる部分についてはこれまでの運用としてはその都度、毎年人事院勧告にあわせてという運用はされてきておりませんで、一般に他の市町村などの動向などを見ながら格差が広がってきたとみられたり、あるいは自治体の長さん同士の中でもそういったタイミングというものをお互いに図りながら改正するという運用がこれまでの改正の実態にありますので、ここはなかなか一口に一律制度にあわせてということは難しい状況になっておりますけれども、一定程度そういったこれまでの慣例踏まえながら改正していく考えでございます。

それから、おっしゃる給与改定とそれから各自自治体での改正のタイミングということですが、まさに議員おっしゃるとおり、去年の民間との格差を埋めるという意味では過去の部分での調査対象に比較になるものですから、常にさかのぼり一般的には前年度の4月にさかのぼって給料を格差を埋めるという扱いが、いわゆる労働者それから雇用者の中での考え方として持たれてきております。翌年度以降にそれをまとめて改正するということもあり得るのかもしれませんが、また翌年は翌年で次の調査での格差という部分が常に出てきておりますので、提案理由でも申し上げましたが、そもそも公務員の労働条件の格差の是正という部分も含めておりますので従来から、あるいはこれからも同じような考え方になっていくのだらうと思います。ちなみに、平成30年度分の12月の改正の部分ですけども、一般的に12月の期末勤勉手当の支給に間に合うように国では人事院勧告を出してきているんですけども、当町では今回12月の議会議案を議会に提出させていただくタイミングには国の改正が間に合わなかったということがありますので、変則ではありますがこの臨時議会をもって12月にさかのぼらせていただくということでありまして。他の市町村で間に合っているところは12月の支給で既に改正して差額が支給されているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 大体内容についてはわかりましたけれども、もう一つだけ町長のお考えをお伺いしたいんですけども、12月の期末手当を今回の場合は人事院勧告間に合わなかったのですからさかのぼって改正します。ことしの4月1日から6月分も12月とならすために変

更しますよね。この2条は必ずやらなければならないことなんでしょうか。そういうのが単純な疑問として思います。12月と6月、格差ついたままでも別にいいのではないかと思うんですけれども、来年度人事院勧告で上がるか下がるかわかりませんが、そのときにもし上がるということであれば、今度は6月の期末手当を上げる。そうすれば、いちいち上げたり戻したりという手間要らないのではないかと思うんですけれども、行政の事務上難しいことなのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長、今町長の質問。では、総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 運用と申しますか制度的な部分の話になろうかと思います。12月にまとめてということは過去の部分をさかのぼって調整する場合はどこかの月にまとめて支払うことで調整が可能なんですけれども、その後については均等に支払っていかないと民間では均等に6月、12月でこの格差分埋めますと言っているものの、次の6月分でちゃんと公平に支払いをかけていかないと支払いの時期によってまた次の制度が変わる部分で、場合によって支払われずに退職をする職員がいたりということがあって、一般職においてはそういう意味合いで均等にということになります。したがって、一般職にあわせての制度であります。特段何か必要があれば特別職においてそれを要するという事は技術的に不可能ではないとは思いますが、根底は一般職と同じに考えているところです。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番、及川です。私からは我々もそうなんですけれども、特別報酬審査審議委員会の意見を尊重しなければならないんだらうと思ひまして、議事録を渡していただきました。この議事録を見せていただきますと、会長さんからは現在は減給の期間は町長、副町長ですよ、給料減額について審議しましたが、現在は減給の期間は終わっております。しかしながら、町長の給料は県内でも低いほうであったと認識しています。さらに、事務局の総務課長の答弁では、そうですね、県内でも低い水準であります。町長は物すごい公務をこなしておりますので、私も申しわけなく思っていますとそういう議事録が出ております。どの水準で低いのか、その辺をお伺いいたしたいと思ひます。

この議案は率が期末勤勉の率ですけれども、現在の給料、町長、副町長の現俸をお伺いいたします。現在の給料ですね、額をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） さまざまな視点で報酬審では意見が交わされるわけですけれども、実額で委員長さんのほうから低いほうではないかというご発言がありまして、私が承知して

いる範囲の中では県内での支給額で見ますと下のほうに値するという状況にありましたのでそのように申し上げましたが、なかなか何をもって高い低いという評価というのは現実非常に難しいと思います。言えるのは実額で比較することはもちろん可能ですが、あとは実際働きといますかそういったところを住民目線で高いとか高過ぎるとかそういったご意見が出てくるんだろう、高いとか低いとかのご意見が出てくるんだろうと思いますが、私のほうで申し上げたのはそういった実際の実額でのお話ということと、日常の労働の状況が非常に多忙な状況にあるということを申し上げさせていただいたものでございます。

それから、その発言の中で出てきている減額措置でございますが、これは議員ご承知のとおり、条例によって減額の措置がとられていたものでございまして、昨年9月から11月までの期間で11月をもって終了しているということを申し上げました。現在の額でございますが、条例にございますとおり、町長で81万1,000円でございます。三役ともですか。副町長が62万円、教育長が54万円となっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今説明をお伺いしますと、総務課長の判断で高い安いその審議会の話もあってしたということなんですけれども、近隣町村を調べましたか。基準になるのはその辺もあるかと思われましてけれども。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申し上げましたのは、当然ながら他の自治体の首長さん方の情報でございまして、これは人事のほうでも一定程度承知しておりますので、まして近隣は市でございまして、一概には比べることは難しいだろうとは思っています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ざっと私調べさせていただきました。涌谷町74万4,000円、副町長63万円、教育長52万3,000円。これ涌谷町は32年度からです。それから加美町は85万5,300円、副町長63万4,300円、教育長52万1,300円。登米市さんは91万1,000円、副市長が73万4,000円、登米市さんは市ですからそれは高いかと思われましてけれども、こういうデータを集めてそしてその中からお話ししてもらおうとより一層わかりが早かったんですけれども、比べた比べたと言っても私たちにはそれがわからないんです。ですから、こういう比較検討することも大事なのかなと思われましてので今後はそういうこともきちんと出していただいて、説明資料の中に入れていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も報酬審議会の議事録、読ませていただきました。そして今前者も話したように、減額処分が終わったからもう上げてもいいのではないかという議論がなされたみたいですが、今度の30%、15%、町長、副町長の減額ということではこの問題に関してまだ終わっていないと私は思うんです。これが全部終わってからそういった議案を出してくるべきだと私は行政にはそういった形で思います。また、今のような内容で町長から今回は辞退したい、とりあえず今の問題が目の前にあるのでこの問題が片づいてからこの議論を出してほしいとかそういった提案というのは町長からなかったんですか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申しわけないんですけれども、報酬審議会には根拠を持って制度を運用していかないとそのときの思いつきではなかなか安定したバランスを持った給与制度運営できませんので、私の立場、人事を預かる立場としては基本的に人事院勧告をしっかりと根拠として持って、住民の方々にも説明される根拠の中で制度運用をしてまいるということを基本に思っております。したがって、それ以上の、減額の部分については既に条例の中で議会に皆さんにお諮りをさせていただいてこれまで行ってきたものでございますので、今回に関してはあくまで人事院勧告に基づいて他の市町村においても同様に扱っている運用と並べて提案をさせていただいているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今総務課長の答えの中にはいろいろな視点があるようですが、ほかの自治体よりも南三陸町は安いんだと。それというのは基本的に住民から見れば南三陸町は南三陸町独自の給料体系で私はいいと思うんです。財政でも厳しいような状況もあるし、涌谷も今後の財政を考えた場合に厳しい。そういった中で、首長と人事院勧告のこの報酬の値上げに関しては首長と総務課長、報酬審のほうで議論するような形をとっていても私はいいのではないか。この報酬審の中でこの委員の方々、7人の中で37分間で議論が終わっています。これに関しても基本的に今回の町におかれた問題に関しては何一つ議論がされていなく、30%、15%の減額でもって、それを条例で決定して、それを町長、副町長が履行したという形の説明なんですけれども、ただ、今の町の状況、行政の形、財産の関係、その辺を報酬審の中にも組み入れていくべきだと私は思います。そういった形で、今回に関しては行政の部分の問題があり、町長、副町長が減額になった。教育部署に関しては問題の中に含まれていないので町長、副町長に関してはこの報酬改正に関しては私はどうなのかと思います。今あえて総務課長だけが説明していますが、今回の問題、私は解決してからと思いますので、そ

の辺、総務課長の判断、人事院勧告とかそういったことではなく総務課長の判断的なものがあれば、話せる部分であればお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町長の減額の措置に関しても、議員、報酬審かけないような表現でお話しいただきましたけれども、全て報酬審議委員会かけておりまして、その委員さん方としての見解を入れながら制度運用しているということをまず1点、お話をさせていただきたいと思います。

前議員さんからもお話、他の市町村の情報なども入れながらというお話もあったんですが、報酬審の中では今回議論する部分についての必要な情報ということでは、その都度情報を提供しながらやっているんですけども、今回はあくまで手当の部分での改正であったために他の市町村の給料までを資料とはしておりませんでしたので、その場でお尋ねいただいたときの水準ではお話ししておりました。そういう意味では減額の部分についてはあくまで前々議会の中でお諮りをした条例に基づいて処理をする。その条例案も報酬審にしっかり諮ってご意見をいただいた上での議案として進めておりますので、それから先はなかなか総務課長の立場で何か調整みたいなことは簡単にはできるものではございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私に町にお願いしたことは住民の意見とかその辺もいろいろな形から形で聞き入れることが私は必要だと思います。町民の人たちが何も言っていない、報酬審で決まったから、そういうことだけではなく、本当に町民の人たちの意見、何でこんなに高くするんだとか、結局3カ月で果たして減額はよかったのかとか、そういった住民の意見も私は多々聞こえてきますので、その辺を踏まえた形で報酬審、そして総務課の総務課長含めたこの報酬に関しての行政の部門の人たちの中でできればもっともっと深く議論をしてほしいと思います。今後どのような取り組みをしていきますか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員おっしゃる住民のご意見をこういう報酬を決める上で取り入れてという意味で、現在運営しております報酬審議委員さん方はそういう意味での民間の方々のみで実際に感じているままにご意見をいただいて反映しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 先ほどから人事院勧告に基づいてとか人事院勧告に従ってということ

すけれども、人事院勧告というのは私ちょっと今まで見たことがないんですが、そもそも基づいている基礎となるデータが人事院が出したデータが、あるいはコピー、それが参考資料に含まれていないのでちょっとその基礎となる判断材料がないところで討論しているのは何かちょっとやり方がちょっと違和感を感じています。その人事院勧告というのはどういったものなんですか。人事院から総務課長、あるいは町長のほうに何か郵送か何かで届いて、どんな感じか、1枚物の紙なのか、あるいはある程度の厚みのある冊子で届くのか。人事院勧告というのはどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 非常にベーシックな部分のご質問なので、資料は今手元に持ってきていませんけれども、人事院勧告というものは全国の自治体に対して……。その前に人事院勧告というのは、国家公務員の給与制度をこのように変えるべきです、あるいはこれだけの差があるのでこれだけアップすべきということを人事院から法改正によって国家公務員の給料をまず変える制度であります。全国の都道府県を含めて、さらにその下の市町村も含めて先ほどの一般職員で申し上げた人事委員会を持っていないところ、大きな組織でないところは自分たちで検討するということが難しいものですから、ほとんど多くの全国の市町村はこの国の給料表に基づいて改正をするというのが公務員の根拠を持った給与改正の方法となっております。したがって、国はその国家公務員の給料表を市町村の適正な給料というような位置づけにおいてそれを超えないように運用しなさいとなっておりますので、そういった意味から国家公務員の給料表が変わる人事院勧告によって国家公務員の給料表が変わる、それにあわせて市町村のものを変えていくということになります。

そういったものに関しては、実はさまざまインターネットなどでも情報が来るんですけども、市町村に来るものは改正された法律に関連するものがどさっと来ますので、実際それを一つずつ読み込んでやっていくのは大変なものですから、私たちも県の説明会に行ってその改正の要約とかこういうものに基づいて制度を理解し、あとは条例改正の作業をしっかりとやっていくという運用をしているところでございます。

○議長（三浦清人君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論願います。4番千葉伸孝君。まず、反対討論の発言を許します。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉伸孝は第2号議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

先ほども述べたように、今回町で起こっている問題に関して町民の税金部分が今後使われる。そういった状況の中で町長、副町長のこの報酬の改定に関してはもろもろの町の財政を考え反対の立場で意見を申し上げます。私としては一部、この議案の一部について反対ということとで提案をしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成の討論を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

採決に当たっては自分の意見を表明するという事は非常に大事なかなと思いますので、あえて討論させていただきますけれども、この後第3号議案で出てまいりますけれども、特別職であってももともとなる条例としての根拠の部分は給与でございますので、これは公務員である以上国家公務員の給料表に対する人事院勧告、一般職の給与が上がって変更されるのにあわせて特別職も変更されるというのは一定の理解をするものでございます。道理が通っていると思います。ですので、特別職だからと逆に分けて考えるのであれば、これは給与ではなく報酬であればそういった考え方もできるのかと思いますけれども、第2号議案に関しましては人事院勧告に基づいて官民の格差を是正するという必要性が私はあると思いますので、賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 結構です。

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第3号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は一般職の職員の給与制度に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため所要の改正を行うものであります。

細部については担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第3号について細部説明をさせていただきます。

まず、改正条例の本文は議案書の19ページをごらんいただきたいと思います。こちらも前議案同様、2条立てとなっております。具体の改正内容については、議案関係参考資料を用いてご説明をいたします。新旧対照表は31、32ページに添付をいたしておりますが、こちらも28ページの改正概要の資料でご説明をさせていただきます。

議案第3号に係る分は28ページの下段の2であります。南三陸町議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の（1）と（2）の表をごらんいただきたいと思います。南三陸町議会議員に係る期末手当の支給率の改正ということでございます。

まず、改正理由は前議案と同様、国の人事院勧告による一般職員の公務員のうち指定職職員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給割合が引き上げられたことに伴いまして、本町におきましてもそれに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

改正内容についてであります。が、（1）第1条の表をごらん願います。こちらはまず平成30年度の期末手当の率を定めるものであります。この平成30年度のうち、6月分につきましては平成30年第1回臨時会における改正案が成立しなかったことにより1.55月分となります。今回改正するのは給与改定分とされる12月の期末手当について常勤特別職と同じ1.775月分に改正し、年間支給率では3.325月分にするものでございます。

続いて、その下段の（2）第2条関係であります。こちらは平成31年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。こちらは改正後の率を国の支給率にあわせるため改正後6月及び12月の期末手当の支給率をどちらも1.675月分に改正するものであります。このことにより、平成31年度の年間支給率は3.35月分と常勤特別職と同じ率に改正されることになるものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対して反対討論の発言を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 反対の立場から討論させていただきます。

きのう、商工会さんとの懇談会ありました。その中で言われたことは、議員はボランティアでもいいのではないかということと言われました。ということは、正直な気持ちだったかと思うんです。まさか今まで渡してきてボランティアというわけにもいかないの、ここは上げないで、また復興もあと2年あります。2年たてば議員報酬の改定も定数の改定もあろうかと思しますので、ここは今までどおり現行で上げなくてもいいのではなかろうかなということで、この議案に対しては反対とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 次に賛成の討論を許します。（「なし」の声あり）ない。では反対、まだありますか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番は反対の立場で討論させていただきます。

昨日の商工会との懇談会の中で、今前任者も話したように、ボランティアでやったらどうだ、議員も8人にしたらどうだこういった議論に関しては、今後活性化委員会の中でやっているとは思いますが、あとはもう一つ出たのは議員のなり手がいない。こういったことを考えていっても、今議会の中で町民のために何をすべきかということをもっともっと議会、私たち議員の中で私は討論すべきだと、議論を重ねていくべきだと思います。そういった内容を踏まえて、昨年3月の臨時会で議会全員で議員報酬の改正に反対し、可決されました。あれからまだ1年もたっていない状況下で不正請求問題も解決しない中、町の財源も不要支出となり議会の監視がなされていないことを考え、再度の執行部案の議員報酬改正に反対いたします。昨日の議論でもこういった議員のあり方ということをとくさん商工会の会員の方に説明を受けました。そのほかに今回の報酬審議会の中でもある委員の方は否決されたこと、議会立派だと言ってくれました。これが1年もたたない間にこうやってまた議案が上がってきて、それに議会が賛成したらこの間の反対は、否決は何なんだという形に町民から見られます。こういった多くの意味合いを考え、今回の議案に反対いたします。

○議長（三浦清人君） 反対討論、あるの。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 申しわけありません。どうしても申し上げておかなければならないことがあるかと思うんですけれども、町民の皆さんから付託に答えられていないであるとか、昨日の意見交換懇談会の中でボランティアでやってはどうかというご意見があつて、そのと

おりだというのであれば、議員報酬を減額する議案を提出すればいいだけのことだと思いません。期末手当の値上げに反対ということであれば、私は全く別の観点で反対の討論をさせていただきますと思います。

2号議案のときにも申し上げましたけれども、給与と報酬は別でございます。議員の報酬ですから我々の働いた対価に沿って金額が決められるべきものであって、これをほかからの提案ではなくみずからが定める議会であるべきだと。給与ではなく報酬なのだという観点から、今回値上げするということには反対いたします。議員報酬がどうだこうだ、高いの安いのという話は今回の期末手当とは別だと思しますので、そこについての議論も議会活性化委員会の中ではまだ始まっておりません。これは遅きに失していると思しますので、今回の引き上げには反対ですし、今後我々みずからの議員報酬はみずから決められる議会でありたいと思しますので、議員各位の賛同を賜ればと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）なしですか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） はい、結構です。

起立少数です。よって、原案は否決されました。

まどっておりますので、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第8 議案第4号 平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第4号平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号平成30年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、国家公務員の給与制度に準拠した給与改定等に伴う人件費について、所要の措置を講ずるものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第4号平成30年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）の細部説明を申し上げます。

改めまして、1ページをごらん願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ348億4,728万円とするものであります。補正額は全て通常予算に分類されます。

6、7ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらん願います。今回の補正予算は先ほど条例議案をご決定いただきました給与改定に係る補正を基本といたしておりますが、一部歳入においては普通交付税の調整額分の増額と通常の間外勤務手当の不足科目に係る調整も行うものであります。

まず6ページ、歳入ですが、補正額は9款の普通交付税442万6,000円の追加のみであります。こちらは普通交付税の調整額の復活分であります。

次に7ページをごらん願います。補正する歳出は全て人件費であります。一般職、特別職に係るベースアップと期末勤勉手当等の条例改正に係る差額分と、一部通常の間外勤務手当に係る不足が見込まれる科目について補正するものでございます。下段の補正額の合計は歳入同様442万6,000円であります。補正額欄の増額分が合計しますと1,081万6,000円となります。歳入補正の不足分を予備費から充当して歳入合計442万6,000円となります。財源は全て一般財源となります。

9ページ以降に詳細が記載されてございますが、ごらんのとおり、給料、職員手当、共済費となっております。個別に申し上げますと煩雑になりますので全体で申し上げますが、歳出のうち増額分は先ほど申し上げましたが1,081万6,000円となっておりますが、その内訳は人事院勧告による給与改定に要する予算、総額で742万3,000円であります。これに通常の間外勤務手当の不足分を加えまして既定予算残と調整した上で不足分の1,081万6,000円を増額

補正するものであります。それに予備費から639万円を充当いたしまして、歳出総額442万6,000円の補正増でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 質疑願います。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論願います。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成31年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時21分 閉会